

トランスジェンダーの健診における障壁をなくすため、PwC 健保では、「契約医療機関一覧」において「トランスジェンダー対応のある健診機関」に6色レインボーカラーのマークを付すことで、加入者に情報提供をしています。マークを付す際の基準は以下のとおりです。

PwC 健保における「トランスジェンダー対応のある健診機関」該当基準

健康保険証やマイナンバーカードに記載されている性別とは異なる性別としてのサポートや受診等を希望する受診者等(以下、単に「受診者」という)への個別対応について、以下の①～③のすべてについて満たしていること。

(事前相談への対応)

- ① 予約中または予約を検討している受診者から、電話やメールで相談があった際、以下の対応が可能である
- 本基準に記載の項目②～③について、具体的な説明をし、個別の対応に応じる

(氏名(呼称)のプライバシー)

- ② 受診当日の受付時には、以下に配慮のうえ、事前相談で確認された事項について必要な再確認を行う
- プライバシーに関わる内容は、周囲の人になるべく聞こえないように確認する
- ③ 健診会場の待合場所で、次の検査への案内等のために本人を呼ぶときに以下のいずれかによる対応が可能である
- 番号で呼ぶ
 - 通称名で呼ぶ
 - 苗字のみで呼ぶ
 - 受診者の近くに行き、直接声掛けをする(大きな声で呼び出すことをしない)
- ④ 検査場所で、検査実施前に行われる氏名確認のときに以下のいずれかによる対応が可能である
- 通称名による確認
 - 本名(保険証記載の名前)で確認するが、周囲の人になるべく聞こえないように配慮した上で確認する

(施設や備品利用でのプライバシー)

- ⑤ 更衣室利用に関し、以下のいずれかの対応が可能である
- 更衣室が男女別になっている場合に、本人の希望する設備を選択できる
 - 時間的な配慮ができる(他の利用者がいない時間帯に割り当てる)
 - 空間的な配慮ができる(他の利用者となるべく離れた位置にする／個室対応／ほか)
- ⑥ トイレ利用に関し、以下のいずれかの対応が可能である
- トイレが男女別になっている場合に、本人の希望する設備を選択できる
 - 男女共用のトイレを案内できる
 - その他、プライバシーを守りやすいトイレ(例:当日使っていないフロアのトイレなど)を案内できる
- ⑦ 検査着やスリッパ等の備品に関し、以下のいずれかに該当する
- 色などによる男女の区別はない
 - 男女別であるが、受診者が希望する性別のものを着用できる(ただし、希望する性別のものでは着用できるサイズがないなど、対応できない場合もある)
- ⑧ 待合スペースの利用に関し、以下のいずれかに該当する
- 待合スペースが男女別になっている場合に、本人の希望する設備を選択できる
 - 男女別ではない待合スペース(男女共用待合室)がある

(受診当日の全般的なオペレーション)

⑨ 受診者との事前相談で確認された個別対応の内容は、以下の担当者に適切に申し送りがされている

- 受付窓口担当者・フロア案内担当者・検査順序の割り当て担当者等
- (検査がある場合には) 担当医師、看護師など検査補助担当者、検査技師
- (診察がある場合には) 担当医師、看護師など担当者

(婦人科検診等の性別特有の検査について)

⑩ 婦人科検診等の受けやすさについて、以下のすべてについて対応可能である

- 女性専用の日のみでなく、男女ともに健診受診が可能な日でも婦人科検診を受けることができる
- トランスジェンダー女性(男性から女性等への性別移行者)に関して受診者が女性ホルモン投与や外科手術を行っている場合、本人の希望に沿って、乳がん、甲状腺機能検査といった一部の婦人科検査の対応を行うことができる
- トランスジェンダー女性(男性から女性等への性別移行者)に関して、前立腺のような男性特有の項目の検査を本人が希望する場合、周りの人から目立たないように動線や衝立等の配慮ができる

⑪ 本人からの希望があった場合、婦人科検診等を受けていることが周りの人からわかりづらいよう、以下のいずれかの配慮を行うことができる

- 空間的な配慮ができる(男女共用待合室や外来用待合室、個室等、婦人科検診への呼び出しを、婦人科検診専用の待合スペースではない位置で待つことができるなど、他の利用者と空間的に離す配慮)
- 時間的な配慮ができる(当日の最初または最後に受けられる／前後の利用者と時間を少し離すなど、他の利用者と時間的に離す配慮)

⑫ 診察方法について、以下のいずれかに該当する

- 診察方法は決まっており、当日の変更には対応できないが、事前に検査方法を本人にしっかり説明できる
- 診察方法には選択の余地があり(エコーの使用／不使用など)、当日の診察担当医師に相談ができる

⑬ 婦人科検診の場所について、以下のいずれかに該当する

- 婦人科検診エリアへの移動時に人目をひく懸念は少ない(他の検査室に近接、男女共同待合室の近く、動線の工夫ができる等)
- 婦人科検診エリアは他の検査エリアから離れており、移動するための動線で人目に付く恐れがあるが、必要に応じて、移動の際に案内係等が同行する。

注:

予約に関する前提

受診者は、個別対応を希望する場合、事前に電話やメールで健診機関に個別相談を行う。事前相談がない場合、健診機関は記載どおりの対応ができないことがある。健診機関は、相談内容について、プライバシー情報として、厳重に管理を行う。

問診・検査に関する前提

健康診断に関わる医師や検査技師は、ホルモン療法や外科手術の影響など、トランスジェンダーに特有の健康課題についての知見を必ずしも有していない。採血結果の基準値(Hb、Ht、脂質、尿酸、CK、eGFR など)等、ホルモン療法や外科手術の影響がある可能性がある検査結果に関しては、受診者自身が主治医または専門医に相談し、別途コメントを得ることが望ましい。

健診機関として(必須ではないが)望ましい事項

性的指向や性自認など、性のあり方によらず、すべての受診者を差別せず公平に取り扱うことをなんらかの方法で明記する(ホームページ・受付・待合室など)。また、スタッフに対し、LGBT に関する基礎知識とともに、すべての受診者を差別せず公平に取り扱うことが医療者としての責務であることを教育する。

以上

令和 3(2021)年 11 月策定

令和 4(2022)年 11 月改訂